

## 保育の必要性の認定に関する基準（案）

## 1. 保育の必要性の認定基準について

### 概要

○新制度では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

○保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」、②「区分」の2点を踏まえ認定を行い、入所に関してはさらに③「優先利用」を考慮し調整を行う。

### 支給認定区分

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
		2号認定（保育短時間）	
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所・地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

## 2. 保育の必要性の認定に係る事由・区分・優先利用の関係性



### ①保育の必要性の事由

#### 現行の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- ①昼間労働することを常態としていること。（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

#### 新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。

- ①就労
  - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
  - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
  - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
  - ・起業準備を含む
- ⑦就学
  - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②区分、保育の必要量

区分	保育時間	対象者	就労時間の下限
保育標準時間	1日当たり11時間まで	両親ともフルタイムで就労する場合またはそれに近い場合を想定	1か月当たり120時間程度
保育短時間	1日当たり8時間まで	両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定	1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める

③優先利用

	国が例示する事項の内容
優先利用の対象として国が例示する事項	<p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤子どもが障がいをもつ場合</p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</p> <p>⑨その他市町村が定める事由</p> <p>※今後国からの通知等により変更になる可能性があります。</p>



### 3. 保育の必要性の認定基準についての市の方向性

#### I. 保育の必要性の事由

※網掛け部分は、市として新たに条例等の項目として認めることになる項目

	項目	現 行		子ども・子育て支援法 施行規則 項目	市の 方向性
		現行基準（条例）	運用（要綱・内部規定）		
保 育 の 必 要 性 の 事 由	選考方法	—	下記保育の実施基準を点数化し、保育の実施指数を算出する。	—	
	定義	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。		以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	
	就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅外で労働することを常態としていること。</li> <li>居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</li> </ul>	居宅内労働、居宅外労働いずれも、月16日以上かつ1日4時間以上の就労をしている者	就労 <ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</li> <li>居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</li> </ul>	国の 定めるとおり
	妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないこと	出産前後2箇月間	妊娠・出産	
	保護者の 疾病・障がい (次ページに 続く)	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること	○疾病 <ul style="list-style-type: none"> <li>長期間入院又は入院を要するほどの重度の疾病を有し常時安静が必要な者</li> <li>長期間の通院又は加療を要する者</li> </ul> ○障がい <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1級若しくは2級又は療育手帳Aを有する者又はこれらと同程度の障がい認められる者</li> <li>身体障害者手帳3級若しくは4級又は療育手帳B1を有する者又はこれらと同程度の障がい認められる者</li> </ul>	保護者の疾病・障がい	

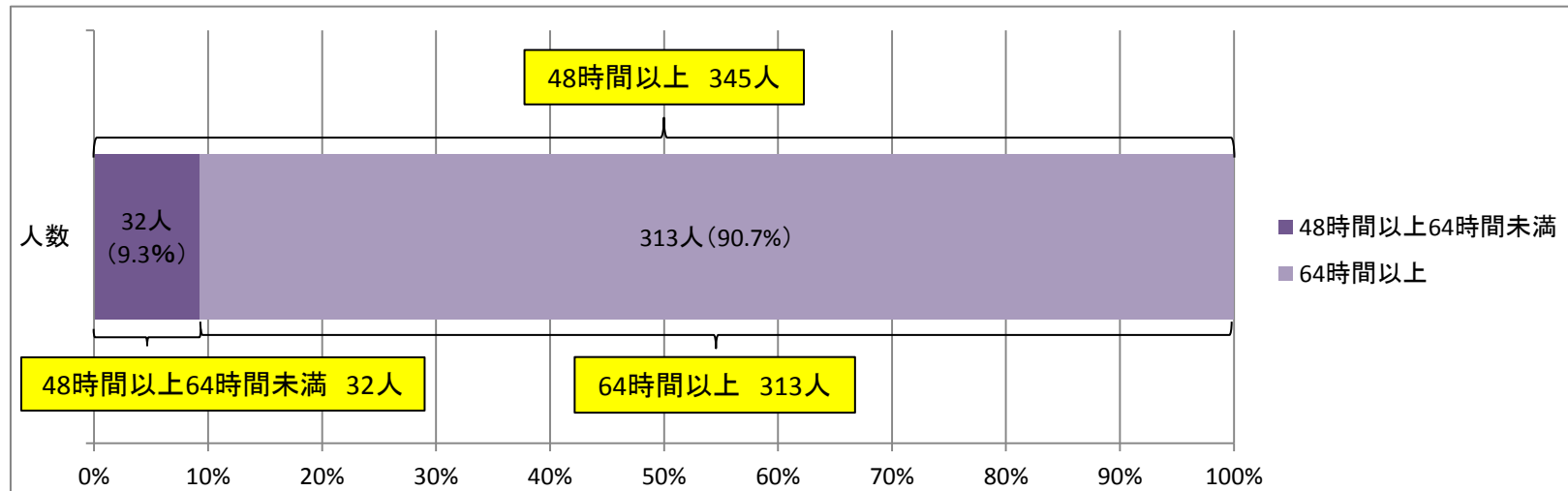
	項目	現 行		子ども・子育て支援法 施行規則 項目	市の 方向性
		現行基準（条例）	運用（要綱・内部規定）		
保 育 の 必 要 性 の 事 由	（前ページ 続き） 保護者の 疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は 精神若しくは身体に障がいを有してい ること	・身体障害者手帳5級若しくは6級 又は療育手帳B2を有する者又は これらと同程度の障がいが認めら れる者	保護者の疾病・障がい	国の 定めるとおり
	同居人又は 長期入院等 している親族 の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある又は精 神若しくは身体に障害を有する同居の 親族を常時介護していること。	○居宅外看護 ・長期間重度の疾病又は障がいがある 親族の看護をする者 ・親族の病気又は障がいにより日常 的に看護をする者 ・療育施設に親子通園する者 ○居宅内看護 ・長期間重度の疾病又は障がいがある 親族の看護をする者 ・親族の疾病又は障がいにより日常 的に看護をする者	同居人又は長期入院等してい る親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に 伴う看護など、同居又は長 期入院・入所している親族 の常時の介護、看護	
	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復 旧に当たっていること。	災害に遭い、その復旧にあたっている 者	災害復旧	
	求職活動	—	求職活動中の場合、希望の保育所に空 きがあれば1か月のみ入所が可能と なっており、申立書・報告書の提出で 最大3か月まで入所期間の延長が可 能。 <参考：就労等状況の確認について> 現行の入所基準の確認は、1月の新年 度の入所継続手続き時、及び7月に就 労等の実態調査を実施している。（内 部規定第4・5条）	求職活動 ・起業準備を含む	
	就学	—	外勤とみなす。ただし、1か月の就学 日数及び1日の就学時間が外勤の要件 を満たす場合。	就学 ・職業訓練校等における職業 訓練を含む	

	項目	現 行		子ども・子育て支援法 施行規則 項目	市の 方向性
		現行基準（条例）	運用（要綱・内部規定）		
保 育 の 必 要 性 の 事 由	虐待やDVのおそれがある場合	—	「虐待のおそれがあること」については、「その他教育委員会が必要と認める場合」に含まれ、家庭児童相談センターや子ども家庭センター（府）が発行する虐待の認定証をもって虐待のおそれがあることを認めている。	虐待やDVのおそれがあること	国の 定めるとおり
	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	—	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいる場合、一旦退所しなければならないとされているが、育児休暇は新しく生まれてくる子どものためのものであり、保育所を退所させるのは子どもの不利益となるため、継続入所申立書の提出により、継続利用を可能としている。	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	市長が認める前各号に類する状態にあること。	—	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	

## II. 区分（保育の必要量）

	項目	現 行（内部規定）	国 の 基 準	市 の 方 向 性
保 育 の 必 要 量	保育標準時間	区分は設けていない。 ＜入所要件＞ 1日4時間以上かつ月のうち16日以上居宅外または居宅内で労働している場合	保育時間：1日 11時間まで 就労時間の下限：1月当たり120時間程度	国の定めるとおり
	保育短時間	で、1月あたり概ね64時間以上の就労時間を超える労働をしているとみなされるもの	保育時間：1日 8時間まで 就労時間の下限：1か月当たり48時間以上 64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする	保育時間：1日 8時間まで 就労時間の下限：1か月当たり 64時間とする

## 門真市の就労実態



※門真市次世代育成支援に関するエーズ等調査（平成25年10月25日～11月18日実施）結果より

### <就労時間の下限に関する門真市の考え方>

- 現行の取り扱いは、就労の下限時間を1か月64時間としている。
- 就労時間が64時間以上である割合は90.7%であり、下限を64時間としても、大半の保育ニーズを満たすことが可能である。なお、64時間未満の家庭に関しては、一時預かり事業等の子育て支援で対応していく方向で考えることとする。



門真市の対応方針

就労の下限時間を64時間とする。



### Ⅲ. 優先利用

現行の優先利用事項（要綱）	下記①～③に関しては、保育実施指数の加点事項、その他の事項は同点となった場合さらに優先順位を付ける事項として位置付けている。	
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【保育実施指数の加点事項】</p> <p>①ひとり親世帯</p> <p>②父母のいずれかが転勤等で長期間遠方にいる世帯</p> <p>③生活保護世帯</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【同点になった保護者の優先順位をつける事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹が当該保育園に通園していること。</li> <li>・申込み児童が多胎児であること。</li> <li>・勤務地が遠いこと。</li> <li>・自宅の近辺に申込みした園以外に保育園がないこと。</li> <li>・既に認可外保育園に預けていること。</li> <li>・兄弟姉妹で別々の保育園に通っていること。</li> <li>・児童を保育する親族が近くに全くいないこと。</li> <li>・待機期間が長いこと。</li> <li>・就労日数が多いこと。</li> <li>・入所希望日より1箇月以内に育児休業から復帰すること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>【保育実施指数の加点事項】</p> <p>①ひとり親世帯</p> <p>②父母のいずれかが転勤等で長期間遠方にいる世帯</p> <p>③生活保護世帯</p>
<p>【保育実施指数の加点事項】</p> <p>①ひとり親世帯</p> <p>②父母のいずれかが転勤等で長期間遠方にいる世帯</p> <p>③生活保護世帯</p>	<p>【同点になった保護者の優先順位をつける事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹が当該保育園に通園していること。</li> <li>・申込み児童が多胎児であること。</li> <li>・勤務地が遠いこと。</li> <li>・自宅の近辺に申込みした園以外に保育園がないこと。</li> <li>・既に認可外保育園に預けていること。</li> <li>・兄弟姉妹で別々の保育園に通っていること。</li> <li>・児童を保育する親族が近くに全くいないこと。</li> <li>・待機期間が長いこと。</li> <li>・就労日数が多いこと。</li> <li>・入所希望日より1箇月以内に育児休業から復帰すること。</li> </ul>	



国より優先利用されている	下記の項目は、「優先利用」の対象として考えられる事項として国より例示されているものであり、今後、国からの通知等により変更になる可能性があります。
	<p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤子どもが障がいをもつ場合</p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</p> <p>⑨その他市町村が定める事由</p>

市の方向性	国の例示する事項を参考にしつつ、国の動向や現行の運用、利用者の傾向を踏まえ基準を設定する。
-------	---